

建設水道常任委員会

平成26年9月11日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎宮崎 和彦	○紀 良治	中川 靖広
小野 隆雄	飯高 昭二	木澤 正男
木田 守彦		
中西 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
総 務 部 長	乾 善亮	都市建設部長	藤川 岳志
建 設 課 長	佃田 眞規	同 課 長 補 佐	岡村 智生
観 光 産 業 課 長	井上 貴至	同 課 長 補 佐	手塚 仁
都 市 整 備 課 長	松岡 洋右	同 課 長 補 佐	井戸西 豊
同 課 長 補 佐	関口 修	上 下 水 道 部 長	谷口 裕司
上 水 道 課 長 補 佐	猪川 恭弘	下 水 道 課 長	上田 俊雄
同 課 長 補 佐	上埜 幸弘		

3. 会議の書記

議会事務局長	寺田 良信	同 係 長	大塚 美季
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 紀委員、中川委員

委員長 全委員出席されておりますので、ただいまより建設水道常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長 （ 町長挨拶 ）

委員長 最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、紀委員、中川委員のお2人を指名いたします。両委員にはよろしく願いいたします。

本日の審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、本会議の付託議案についてであります。

（1）議案第24号 法隆寺周辺地区特別用途地区内における建築物の制限の緩和に関する条例について議題といたします。

理事者の説明を求めます。 松岡都市整備課長。

都市整備課長 それでは、議案第24号 法隆寺周辺地区特別用途地区内における建築物の制限の緩和に関する条例についてについて、ご説明を申し上げます。まず、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

都市整備課長 それでは、資料末尾におつけしております要旨に基づいて説明をさせていただきます。要旨をご覧くださいませでしょうか。

法隆寺周辺地区特別用途地区の区域内及びその周辺の良い住環境との調和を図りながら、活力とにぎわいのあるまちづくりを推進することを目的に、特別用途地区を指定し、建築基準法第48条第1項本文の規

定による制限を緩和しようとするものであります。この特別用途地区における規制の緩和の内容につきましては、同法第49条第2項の規定に基づき条例で規定することとされており、新築、増築、改築、移転、大規模の修繕もしくは大規模の模様替または用途の変更をすることができる建築物の種類、床面積の上限、適用区域等を定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

主な制定の内容としましては、1点目といたしまして、適用区域であります。本条例を適用する区域といたしましては、都市計画法第20条第1項の規定に基づく法隆寺周辺地区特別用途地区に係る都市計画の決定を行う区域としております。法隆寺1丁目の一部及び法隆寺2丁目の一部となりまして、地区の面積は24.9haとなります。

2点目といたしまして、建築物の用途に関する制限の緩和であります。新築、増築、改築、移転、大規模修繕もしくは大規模の模様替または用途の変更をすることができる建築物の種類や床面積の上限を規定しております。

規定の内容といたしましては、本日お配りをいたしました資料1をご覧くださいませでしょうか。この表の左側の欄が、今回、用途規制の緩和を行い、立地を可能とする建築物の区分となっております。中央の欄につきましては、現行の用途地域における建築基準法上の取扱いを表しております。右の欄につきましては、今回、新たに制定を行っていくこととなります用途制限の緩和条例案におきましての規定を表しております。この表の左側、区分の欄でございますが、今回、まちあるき観光上必要な施設として、用途制限の緩和を行う建築物につきましては、①物品販売店舗、②飲食店、③自家販売のための食品製造店、④美術品または工芸品のアトリエまたは工房、⑤博物館、資料館等、⑥ホテル、旅館、⑦観光案内所等の7種類と、これらの7種類のうちの複合的用途、例えばレストランの中でお土産物を売るスペースもあるお店につきましても立地を可能としていきたいと考えております。

用途制限の緩和に際しましては、周囲の住環境への影響も考慮いたしまして、それぞれの床面積の上限を定めることとしておりまして、①物

品販売店、②飲食店、③自家販売のための食品製造店、④美術品または工芸品のアトリエまたは工房につきまして、こうした用途に使用する部分の床面積の合計を、現行は住宅と併用で50㎡以下でかつ延べ床面積の2分の1未満のものとされていたものを、単独での利用で250㎡以下のものの立地を可能としております。また、あわせて自家販売のための食品製造店、美術品または工芸品のアトリエまたは工房につきましては、原動機の出力数の合計を0.75キロワット以下に制限することといたしております。また、⑤博物館、資料館等、⑥ホテル、旅館につきましては、これまで立地ができなかったものを床面積の上限を1,500㎡として立地を可能とするものであります。また、観光案内所等につきましては、近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所または休憩所等に限られていたものを、単独であっても床面積の上限を1,500㎡として立地を可能とするものであります。

最後に、施行期日であります。現在並行して手続を進めております法隆寺周辺地区特別用途地区に係る都市計画決定の告示日からの施行としておりまして、本議会でのご議決をいただきましたならば、平成26年10月1日を目途に進めてまいりたいと考えております。

なお、条例本文の朗読につきましては省略をさせていただき、以上、議案第24号 法隆寺周辺地区特別用途地区内における建築物の制限の緩和に関する条例についての説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜り、なにとぞ原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 中川委員。

中川委員 適用区域が法隆寺周辺地区っていうあいまいな言葉やねんけど、これはどこからどこって決まってるのかな。

都市整備課長 本日資料としてはおつけをさせていただいてございませんのですけども、先の委員会で区域図につきましてはお示しをさせていただいてお

りまして、その区域が法隆寺1丁目および2丁目の一部の24.9haの区域ということでご理解を賜りたいと思います。

中川委員 その1丁目、2丁目がそういう、この緩和したらそういう利用をされる方があるだろうということで1丁目2丁目に限っているのかな。その以外ではできるようなところないのかな。

都市整備課長 今回指定をさせていただく区域でございますけれども、地域の住民の方の中です、まちあるき観光の拠点の立地ですとか勉強会を開催されたり、また、常楽市といったフリーマーケットイベントなども開催されるというような、地域の活性化の気運が地元のほうで盛り上がった地域ということで、今回、指定の区域を定めさせていただいたところでございます。

今後、ほかにも同様の区域が、同様の盛り上がりがありましてですね、地域からのお求めがあるようであれば、また都市計画として変更という可能性はあるということでお考えいただきたいと思います。以上です

委員長 木田委員。

木田委員 まあ、計画自体はこれは結構なんですけれども、現状の幅員とかね、それとか交通量の調査とか、やっぱりそういうふうなことが大事ではないかなと。今現在の道路においてもですね、対向できるのが精一杯のところもあるし、そこを歩行者、観光客がですよ、歩いてはって、何かこう、交通事故にあわれたりとかいうことになれば、やっぱりそういう事業を計画したことについてもですね、やっぱり心配な面があると思いますねんけども、一応道路にしては、今の現状の幅員しか拡張できないような状況やと思うねんけど、それと、1日、今どれぐらいのあそこ交通量がですね、あるのか、その辺のところもやっぱり調査してこういう計画がなされたんかなっていうふうに思うねんけど、それらについてですね、やっぱりやるからにはきちっとした計画を持ってやってもらいたい

と思うので、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

都市整備課長 道路の幅員の件でございますけれども、現状の道路幅員から拡幅というような形となりますと、現在のまちなみの保持という観点からは外れてくるということで、拡幅という観点は今のところ想定はしてございません。しかしながら、電柱の地中化、無電柱化でございますとか、こういったことには取り組んでまいりたいと考えております。

委員長 池田副町長。

副町長 道路の関係、交通量、道路の関係についての、都市計画審議会のほうでもやっぱりご指摘をいただいております。それで今、松岡課長が申しあげました、三町の本通りのことを言っていると思うんです。それ以外でやはり非常に狭い部分があります。今現在、通学路の交通安全対策ということでこの区域内におきましても整備を進めてまいっております。今年度、去年に続いて今年度においても地元のほうでこの区域内での交通安全対策として通学路の拡幅もやっておりますので、それでまた広がってまいります。そういうことで、道路については計画的にはやっていきたいと。ただ、今、本通りだけ言いましたけれども、それ以外について対向できないところはそういう具合にして今、検討していっていると。また、無電柱化等によりまして、また歩行者も通りやすくなるということでございます。こういう計画をするときに、全体もそうなんですけど、まちあるき観光ということで、まずこういう具合に区域を指定して、まず状況を整えていって、一緒に、徐々にそれらもやっていこうということでございますので、ご理解のほどよろしくお願いをしたいと思います。

委員長 木澤委員。

木澤委員 今回、この条例改正については、法隆寺の門前をよりにぎやかにしていくと、商工も観光も発展をさせていこうということで、理解はしてい

るんですけども、いろいろ規制を緩和するっていうことで、条例の中にも建築基準法とか都市計画法とか、あと風営法の関係なんかも出てきているんですけども、今後まあ、申請があがってきて、県のほうの許可になるかなというふうに思うんですけども、例えば風致の関係との兼ね合いとかいうのはどんなふうになっていくのかなと。せやから、面積等は緩和するけども、まちなみとしては今の状態っていうのをきちっと守っていくということで言うと、その辺の関係がちょっと条例では見えないんで、お尋ねをしておきたい。

委員長 松岡都市整備課長。

都市整備課長 風致の規制につきましては、現行の風致規制の緩和をする予定はございませんので、外観的に大きく変わってくるというような誘導にはなっていないというふうに考えております。

木澤委員 今でもそうやと思うんですけども、建築申請があがって、許可を出すのは県ですけども、町のほうとしても、今どういう関わり方をしていて、今後申請があがってきたときにどういうふうになっていくのかっていう点もお願いします。

都市整備課長 建築にあたりまして、県のほうで建築の確認という手続きをされます前にもってですね、町のほうで事前協議という形で進めてまいりたいと考えております。

委員長 池田副町長。

副町長 風致地区の許可申請につきましては、今、町決定になっておりますので、町のほうでやっておりますので、町のほうで全てチェックできると、申請を受け付けて町で許可、もう権限移譲になっておりますので。

委員長 よろしいですか。ほか、ございませんか。 紀委員。

紀委員 この条例がね、可決された場合にね、限られた地域の住民さんの地区になると思うんですけど、この住民さんに対する周知とかはどのように考えておられますか。

委員長 松岡都市整備課長。

都市整備課長 5月にも住民説明会をさせていただいたところでございますが、この用途区域につきまして、パブリックコメントの縦覧ですね、縦覧の手続きは7月に経ております。また、今後条例が施行された後には、ホームページ、広報等でのお知らせはさせていただきたいと考えております。説明会は5月に2回行っております。

委員長 ほか、ございませんか。 中川委員。

中川委員 その説明会でその区域にあたる地域の人から、反対的な意見は出なかったのかな。

都市整備課長 直接反対といったお声は頂戴しておりません。ただ、先ほど委員おっしゃったような道路の関係でございますとか、こういった部分は今後の検討課題であるというような声は頂戴いたしました。以上です。

委員長 ほか、ございませんか。よろしいですか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ご

ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって、議案第24号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2番、継続審査であります都市基盤整備事業に関することについてを議題といたします。

初めに、1番、公共下水道事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 上田下水道課長。

下水道課
長

それでは、公共下水道事業に関することについてご報告させていただきます。

最初に下水道工事進捗状況についてでございますが、8月の事前委員会で報告いたしました内容から特段変化はなく、各路線、準備作業、及び、下水道管の埋設工事を現在進めているところでございます。

つづきまして、公共下水道接続申請状況でございます。資料の2をご覧くださいいただけますでしょうか。

平成26年8月末の状況を報告させていただきます。

事前委員会で報告いたしました7月末から、あらたに13件の接続申請をいただき、平成26年度に入り93件、接続申請総数は3,002件、利用世帯総数が、3,405世帯となりました。

接続率は、0.3%増え、66.7%でございます。

次に、融資あっせん利用数及び、浄化槽雨水貯留施設への転用申請につきましても、事前委員会で報告いたしました申請数と変わっておりません。

以上で、「公共下水道事業に関することについて」のご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 ちょっと確認させていただきたいんですけども、決算審査特別委員会聞いてて、ちょっと気になったんですけども、集中浄化槽の残っている地域ですね、あとどれぐらいで、そこについてはもう計画の中には入っているかなと思うんですけども、今後の進捗としてはどうなっていくのか。

下水道課 集中浄化槽が残る地域といたしまして、紅葉ヶ丘自治会地域、そして南興留第3自治会地域、そして高安西団地自治会地域の3つでございます。この3つにつきましては、平成26年度、今年度から工事に着手いたしまして、2年の計画をもちまして整備を完成すると見込んでおります。

委員長 他、ございますか。 小野委員。

小野委員 今回の関連ですけれどもね、決算委員会で建水に所属していない委員さんが、いろいろ接続率の増やしていく方法、決算ですから、そういうこともいろいろ質問されていたんですがね、やはり斑鳩町事業進めて行く上でね、過去に公共枡の費用のことでね、政争の具に使われて住民は混乱していると思います。その方も政治の世界から遠のいておられますけれども、やはり住民の中には、まだその時の風評っていうんですかね、それらもありますし、なんか、個別浄化、個別浄化の方が安く上がるんだと、維持費がね、そのような環境問題で考えていけば、公共下水でつながなきゃいけないという、その意味がね、担当はしっかりと努力してもらっているんですがね、やはりこの際もう少しそれらがわかりやすいようなね、PRの仕方も考えていかなきゃいけないのかなと思っておりますがね、何かいい方法、そのことについて、いろいろ建水の常任委員会の視察等繰り返していますけれども、やはり最初に進んでいくときに、まった

く、私からすれば政争の具に使ったと、やったらいかんようなことを風評でということだね、それをどないすればいいのか、皆で考えていかないけないと思うんですけどもね、担当としては何かいい方法とか、いろいろ研究してもらってるのはわかってますねんけどもね、さらに、進めて行く方法ていうのはないんですか。

下水道課長 現在広報、もしくはチラシ等で加入負担金もしくは使用料のご理解を求めているところでございますけども、担当課といたしましては、こういった地道な作業の啓発作業を地道に継続して行って、皆さんの周知もしくはご理解を得ていきたいと、ために接続件数自体は現在延びているとはいうものの、これからも継続して啓発活動に努めていきたいということを考えております。

小野委員 担当課は最大の努力、また、工事の進捗もやって頂かなければならないと思いますがね、やはり全町的にね、なぜ公共下水道をやっていくんだと、そういうことも含めてね、やはり全町的に接続していくべきだということ、下水道法ではね、ある程度の縛りがあるみたいやねんけど、それもなかなか適用しにくい、ということも伺っておりますのでね、やはり担当課だけじゃなくて、いろんな意味での接続を促進する方法をね、やはり取り組んでいってもらいたいと思いますので、そのことについて、手を挙げたがっている副町長に。

委員長 池田副町長。

副町長 下水道供用開始して約10年が経ってまいります。100%近い数字で供用開始されている区域もございますし、まだ50%未満という区域もございます。これらについて単に広報だけでは済まされない地域もございます。今ちょうどごみ問題につきまして、環境問題学習会を積極的に担当課の方でしております。これらにつきましても相当効果がありますので、やはりそういった地域につきましては、環境問題学習会、ま

た、いろんな、例えば健康づくりの関係の地元説明会もございますので、その機会をとらまえてやはり一緒に説明会に行くと、そういう場も設けなければならない時期、地域によっては時期が来ていると思いますので。違った方法でのPRも考えていきたいと考えております。国全体では9月10日に下水道の日に併せて大きな新聞記事もでておりますけども、町単位の小さいとこととしては出前口座に併せて一緒にやっていくのも、1つの手だと考えておりますので、今後、町内で詰めていきたいと考えております。

委員長 木田委員。

木田委員 今、高安西の中で、下水の工事しておられますねんけども、これいつ発注しはったんか、ちょっと忘れてるねんけども、高安西と高安1丁目ですか、旧の・・・水道のループ化っていうのの調査、そして設計を委託されていると思いますねんけども、その旧の業平橋のところをなんかこう、通過っちゅうんか、架設するような、設計ちゅうんか、発注の何でてたんですけども、あの業平橋自体は耐震調査とか終わってんのかなと思ってね、私前から何回も言ってるねんけども、あの橋ではちょっと不安が残るっちゅうんですか、それがあから、やっぱり生活水道水をそこへ通すっていったら、何かの場合に、ループ化は結構なんですけども、それなったらそういう心配もでてくるのではないかなと思いますねんけども、それについては大丈夫かなって心配しておりますねんけども、それについて教えていただきたいと思います。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設部長 今、ご指摘の旧業平橋ですけども、耐震の詳細な検討は現在なされておりません。もちろん耐震もそうですけども、水道管等はですね、もともと設計には入っていないものですから、実際に移設するとなれば、耐震も大切ですけども、構造的にもつかどうかというのは大きな問題とし

て、チェックはしていく必要があると思います。

(「下水終わってへんの違うかな、今下水やで」と呼ぶ者あり)

木田委員 水道もついでにそこいくんかなって思って。そしたら下水でんねんな。業平橋のところ。

委員長 今は下水です。
ちょっと暫時休憩します。

(午前9時28分 休憩)

(午前9時29分 休憩)

委員長 再開いたします。 谷口上下水道部長。

上下水道 ただいまご指摘いただきました、業平橋の水道管の転化につきまして、部長 下水道管は今、業平橋に関しての転化は考えておりません、そして水道管の転化につきましては、もちろん河川占用につとめまして橋梁との耐震問題も含めて検討を進めていくということでございます。ただしその中でももちろん重要視しているのは水道管の耐震については十分に検討しているということで、ご理解いただきたいと思います。

委員長 他、ございませんか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
次に、②都市計画道路の整備促進に関することについて、理事者の報告を求めます。 松岡都市整備課長。

都市整備
課長

それでは、②都市計画道路の整備促進に関する事」につきまして、報告させていただきます。

いかるがパークウェイの整備についてであります。先の本委員会におきましてもご心配をいただいております、いかるがパークウェイ小吉田モデル区間の東詰、都市計画道路法隆寺線との交差点部分における安全対策につきまして、奈良国道事務所と警察との協議が整いましたことから、整備が行われるとのことであり、準備が進められております。

この整備の内容につきましては、資料3をご覧くださいと思います。

資料にお示ししておりますように、パークウェイから法隆寺線へ続く、網掛けで着色してお示ししている部分の交通の流れが、主交通とされておりますことから、法隆寺線北側から主交通に対し、直交する形で流入又はその逆に流出するよう、置き式ガードレールの設置また区画線により誘導することとされており、警察からの指導、要請を反映させた計画となっております。施工時期としましては、今月下旬頃からの予定というところで聞いております。

続きまして、法隆寺線整備事業であります。前回の委員会の後、公民館利用者に対しましては、掲示板や周知チラシによる告知、また周辺自治会への回覧等を行っており、また、町広報紙やホームページ等への掲載など、利用者への周知と安全対策に配慮しながら、順次工事を進めてまいりたいと考えております。

以上で、②都市計画道路の整備促進に関する事についてのご説明とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

中川委員。

中川委員

これ、いかるがパークウェイが東へ延伸される時には、この区画線の設置、車線はまた変更になるということでええんかな。

都市整備 課長 さらに東へ延伸する場合には、この区画線の見直しをまた再度してまいります。

委員長 小野委員。

小野委員 いろいろ議論したんですね、こういう流れを想定したんじゃないくてね、一番危険なのが、法隆寺線南側から法隆寺線を北進する場合に、あそこに一旦停止の何もない。そうしたときに、パークウェイを東向いてきて、優先で曲がる時に、あそこ危ないんじゃないかなということだったんです。今、課長のあれでは、国交省と警察との交渉だと。ただ単に私が思ってたんは、こういう流れを変えても今、いろいろ議論があったのは、南側から北進する車と、そこに一旦停止ないと、それといかるがパークウェイが西からこの優先を通過して、法隆寺線に入ってくるのをこれも一旦停止がない。これは以前ここに一旦停止があって、0.7キロ延伸になったとたんこれがなくなった、それで当初とまどったけど、どちらかにこれいるんじゃないかなってということで単純なそういうか形なんです。今、同僚委員も心配してますけども、これが、いかるがパークウェイが東へいけば、こういう今施工することは無駄なんです。1本一旦停止を法隆寺線から北へ行く時に一旦停止のそれさえ置いておけば、設置すればそれだけですむ。それでこのいかるがパークウェイが東へ進んでいったときには、もうこういう工事、これだいぶかかりますよ、なんか置き式とか言ってたからね、工事もだいぶかかると思うしね、こんなこととしても、またこれずっと東へいかるがパークウェイが進まないんやったらね、これでいいし、そしたら反対してはる人助かるわ、東進む要素ないでっていう、また皆言わはると思う。こんな協議するんやったら何もそんなところへする必要ないと思うねんけども、どうなんですか。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設 今、小野委員ご指摘いただいていることにつきまして、これは十分理

部長

解をさせていただいております、やっぱりここでの交差ですね、危険ということで一時停止、もともとと言いますか、北向きの一時停止、これが地域の方の思いとしたら、ここに必要なんですよということで、申し入れもさせていただいてます。たぶんここでの今の直進車と西から南下してくる、右折ですね、との車が交錯するところの危険性というのは、十分認識はさせていただけたと思うんです。その中で警察のですね、いろいろと検討された中で、交通安全面の誘導ということでは、こういう形が最善ということで、向こうの方から言われておまして、十分われわれとしても、思いとしては伝えさせていただいたつもりはしているんですが、結果としてこういう形で当面はパークウェイの西から来て、東向き、右折ですね、南下していくと、これがどうしても主道路、主交通ということについては、変えられないと言いますか、実際的には一番交通量が多いということで、これを主とした中でですね、警察としても最善の方法はこれやと示されているという状況でございます。

小野委員

あのね、町がなぜそこへ全然話はできないのかとか、説明はしたという、納得してもらっただけの説明は私はできてないのかなと思います。それでね、確かにいかるがパークウェイは国の国道なんです、国交省のあれなんですけど、法隆寺線、これは住民のための町道ですよ、この先も俗に言う服部道、もっと狭いですよ、そこへ流れを誘導するために、こういう形を取るんだというのと、ここで一旦停止をどちらかへきちっと決めて、この三叉路ですよ、それをきちっとしていけないといけないという意味とね、こんなん穿き違えていのと違う。なんで車の流れをやっていかなあかん、交通事故を起こらんようにするのが交通規制でしょ、流れを確保するために、こういう形でするって、自動車専用道路違いますよ、だからそういうことでこんな工事やっているのは無駄や、国でなんぼ予算組んでるのか知らんけどね、実際の車で走っている、もう話決まりましたんって、そんなんでも納得しているのはおかしい。

都市建設

すいません、ちょっと誤解、私の説明、誤解ありましたが、いかるが

部長

パークウェイ東進右折ですね、南下をする車を誘導しようということではない、自然にその流れが発生してきている、ということでございます。これだけ説明不足やって申しわけございません。委員ご指摘いただいていることにつきまして、この建設水道常任委員会でそういったご意見があったということで、警察のほうに申し入れはさせていただきました。すいません、ちょっと申し訳ございませんが、警察と、われわれですね、十分にご心配いただいていることについては、お伝えはさせていただいております。ただ警察としてはですね、交通安全、規制誘導につきましては、警察の権限としてですね、公安委員会の権限としてお持ちになります、その中で奈良県警察のですね、各所のところで、交通安全の規制誘導当然行われておりますので、その中でいろんな経験等を加味した上で最善の計画をされているということだと思いますので、再度そういった、今日いただきました思いにつきましては、当然伝えていくようにはさせていただきます。ちょっとこれは工事が止められるかどうかについては、ちょっとここではご返事をさせていただきませんので、ご理解賜りたいと思います、

小野委員

法隆寺線のほうへ少し右へカーブさせて合流させる、これはね、確かに一旦停止の効果は出てくるんです。けどここにはすでに一旦停止っていうので、大きくあげられているし、なかなか守ってもらってない人もいます、警察のチェックしています。やっぱり一旦停止があるから、プロドライバーっていうか、免許証持っているものは全部停まりますよ。普通はね、以前はここ通れたからということで、ずっと行っている人も中にはいるんです。だからそれをどういうんですか、できるだけ、合流する時の衝突事故を防ぐのにはこれは効果があると思います。一旦右っというかね、西へ振るから合流する時に、ちょっと代わっているからここで一旦停止する、どちらが優先かわかるからね、けど、前から南側から北側へのこの交通が危ないと、一旦停止も何も規制してないの、だからここから北へは行かれないんやったらね、よろしいですよん、流れるために、ここは外してあるねんと、流れをよくするために一旦停止を

外していると、一旦停止に何秒かかるんですか、一旦停止を義務づけたら、流れはそこで止まるはずやから。ましてね、法隆寺線、遅まきながら何年か先には供用開始になるんですよ。これものすごく使われると思う。それら考えたらね、こんなことしてね、肝心のことやってくれへんから、私は言っているんですよ、こんな工事やってもあかん、肝心のことをやってもらえるように、プラスアルファやってくれるような、流れていうのは、この流れですから、まっすぐ行く車ないんですか。まっすぐ行く車ないんですか、まっすぐいく車多いときもありますやろ。

都市建設
部長 ご指摘いただいておりますように、当然南下していく車もあります。警察の方もそういった状況、現場も、南下、北進ですね、こういうまっすぐの交通量当然ありますが、どちらが多いのかということになりますと、やはり、この着色している交通量のほうが多いかというふうには認識はしています。

委員長 木澤委員。

木澤委員 今回こういうふうに出して来られているのは、今後法隆寺線、今、これから工事、25号の接続部分ですね、その供用開始になったら、またこれ変更があるっていうことですかね。今だからこの北側の一旦停止の線ありますわね、これを残したままで、ここの形を変更するということを出しているんですか。

都市建設
部長 今、ご指摘いただいておりますように、先ほどからもご意見ございますように、国道25号から法隆寺線へ流入が可能となった時点では、当然交通の流れは変わってこようかと思えます。そこでの交通量も勘案したうえでですね、交差点形態の規制誘導の形態につきましては、当然再度その中で、その交通量の状態も見ながらですね、どういう形が一番いいかというのは、警察でも当然検討されますし、われわれも状況を見ながらですね、意見も言いながらですね、最善の方法に改善していくとい

うことには当然なると思います。

木澤委員 道路の計上うんぬんについては、住民さんの意見も聞いて、警察とも協議しながら進めていっていただきたいと思うんですけども、私ちょっと警察にはね、1点、ちょっと文句あるんです。今、取締りをされているパークウェイですね、一旦停止無視なのかスピード違反なのかどうかわかりませんが、住民さんばんばん捕まっているじゃないですか。こういうふうに通車開始になって、速度規制表示なんかもまだない中で、一旦停止の位置もありますよという表示はしてますよと、従来通れたところで、まだなかなか認識されてないところで、ああ言うふうで隠れて犯罪犯すの待って捕まえるっていうやり方は僕はどうなのかなって思うんです。だからきちっと警察官が立ってもらって、ここは一旦停止になりましたと啓発していただくと、犯罪を未然に防ぐっていう方法で警察はね、啓発していただくべきではないかなと、今、防犯っていうことでいろいろ進めてますし、犯罪犯した人を捕まえたらいかんって言うわけではないですよ、でも、やり方としてはあまりにもちょっとなんて言うのかな、ひどいっていったらどうなのかわかりませんが、もうちょっと違うやり方があるのかなと思いますんで、議会の建設水道常任委員会でそういう意見があったっていうことでね、警察の方に伝えていただきたいと思います。

委員長 小野委員。

小野委員 今、部長が答弁されてね、車の流れ流れって行ってますけども、はっと思ったんです。法隆寺線が25号線との通車開始になったときに、車の流れは北向いてきますね、その時はこういう交差点は有効だとも思います。こちらが優先になってくるから、将来的にもこれが有効なんかということが思います、確かにね、車の流れでいうたら。法隆寺線から、これはあくまでもいかるがパークウェイ、バイパスです、25号線の、だから東進しない間は25号線から法隆寺線を使ってくるのが本来の流

れです。今服部道を使って、向こうに流していくというのは、それはできるってだけのことでね、道路整備としてはできてないと、だからあまり車の流れがこっちへこっちへ流れているからこうやというような考え方はね、私はあまり考えてほしくない。だからこの工事は無駄だと私は先ほど言いましたけど、将来は無駄でもないこともあるかもわかりません。だから、それで止めてくれとは私も言ってません。有効に働いてくるのかなと、そのように思います。当初はいかるがパークウェイがここから700mで400mですか、モデルでやった、それから法隆寺線からいうことで、いろいろ国会議員の先生らに頼んで、この間を着工した、その当時のこともありますからね、もともとは国道25号線から今の法隆寺線の施工して、それで龍田大橋の方へ行く道を緩和しようと、そういうことから400mの位置を決めてモデルを決めて、それから西へ、それが、その時の流れとしては当然なってくるんだと思います、ただね、これをやってもらうことには意味があるのかなと思いますけども、やはり1番心配している、議会も、住民も心配している、ここへ一旦停止の標識をつけるっていうことはね、なぜ、南側から法隆寺線に来て、パークウェイに入る車の流れを止めるから設置できない。一旦停止ですよ、流れをスムーズにするためにこういう流れたからここへ止められない、そうすることによって、北進する、法隆寺線を北進する車といかるがパークウェイの本線を使ってきて、流れにのつてくる車との衝突事故が起こる可能性があるという、そういう心配を今しているんです。そのことを説明もう1回してもらってね、ここへ一旦停止のつけてもらったってね、別にいいと思いますけどもね。ぜひそういうことをお願いします。

都市建設 　　ただいま種々ご意見いただきましたことにつきましては、警察にも再度申し入れもさせていただきます。

委員長 　　飯高委員。

飯高委員 今の小野委員のいろいろと心配されている箇所なんですけども、こういう場合というのは、区画線計画されて実際にそれを計画した後において、状態を見てですね、後で路面標示というか、するということも1つの策ではないかな、実際に車がどういう形でこういうラインを引かれた場合において、あそこはやっぱり危険やなど、後でまた道路標示ですか、それをまた加えていくという形もありますんで、後においてですね、どういう実態であるかということも調査していくのも大事かなということで、その点について・またお願いしたいと思います。

委員長 他、ございませんか。よろしいですか。 小野委員。

小野委員 これは、継続審議の都市計画道路の整備促進に関することということで、例えば法隆寺線のごときは、質問は、説明はあるんですか。それについて質問してもいいんですか。

委員長 はい。 小野委員。

小野委員 法隆寺線の工事のとき、法隆寺線に伴う中央公民館代替地整備工事、前回のときに、この仮設道路使って中央公民館の北側へ入る車のところ、入り口が狭いとか、そういうこといろいろ議論してましたけども、もう1度この図面を見たらね、私は国道へ入っていくところが、全体に広がっていくんだけど、用地としてはあるのにしぼってる。これがいろいろ原因があると思う、ここでいろんなことが心配なんですよ、中央公民館に入ることだけやったらいいけど、そこから出て行くときの車、国道へ出て行くときに停止線があるのかどうか、何か・・を利用しての形で計画されてますし、これはいろいろ国道事務所とも協議したときに、こういう形でしかできないんやと思います、なんかここで混雑しないんかなと心配してますけどもね、それらについてどのように考えておられるかお聞かせください。

都市整備課長 仮設道路から国道部分への流出入につきましては、今、奈良国道事務所とも協議を進めているところでございまして、対向できる幅での確保を今、協議として進めさせていただいております。あと表示等につきましては、現在のところ協議中ということでお答えは差し控えたいと思います。

小野委員 対向できる幅ということは、これまあ何mかな、だけどね、対向するっていうのは、まっすぐ行く時の対向する幅とやはり合流する時の対向っていうのはね、曲がって来る車をするのとだったら、この先は国道ですから何もしぼる必要は私はないと思う、そのように広い方が対向するのに、まっすぐの直線道路やったらそれこそ4m50か5mあったらいけますけども、カーブしてますから、そこはやはり広くとれる範囲で取ってもらいたいと思うんですけども、その点はどうなんですか。

都市整備課長 この進入路につきましては、道路を供用するものではございませんでして、公民館への進入路として設けるものでございます。従いまして道路の形状ほどの幅員は確保いたしません、出入りする車がそれぞれ両方使える、おおむね6m50cm程度を計画をさせていただいております。

小野委員 中の6m50、それはいいねけど。国道への入っていく道が、いびつな形になっている、だから、そこも同じように広げることはできないのか。

都市整備課長 現在国道との協議をさせていただいております取り付け部分の幅員が6.5mということでさせていただいております。

小野委員 取り付け部分が6m50以上あるのはわかっていますよ。国道へ、これは歩道が高くて車が入れないんでしょ、色塗ってないところ、そこを言ってるんですよ、そこを、入れるように入り口としての改造をするんで

すか、いやこのままで今のこの幅が、ここのこの幅が6 m 5 0 ないでしょ、こっちで6 m 5 0 やったら6 m ないでしょ、入り口を狭してどうするんだということ、

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設 いろいろと説明させていただいている中で、誤解があったかと思いますが、今ご指摘いただいています、この国道へ取り付く茶色の部分、ここが出入口、国道との取り付けになるんですが、ここが6. 5 mの幅を確保させていただくということで、今警察と協議をさせていただいている、こういうことをご理解願いたいと思います。

小野委員 そしたらその国道との接点、接続部分、それはフラットで車は通れるんですか。全部。

都市建設 これはフラットにはなりません、これはあくまで公民館の進入路ということで、この事業用地、茶色の部分ですね、につきましてはですね、一定まだ現在の民地であったときの駐車場の高さ、そこあまり切り込みませんし、歩道のところの排水口の関係もありまして、フラットではなく、国道から進入路、若干上がっていただくという形になるんですが、幅員としては6. 5メートル2車線が出入り、それぞれ相互に行き違えしていただけるような形にはさせていただきたい、こういうふうを考えております。

小野委員 今、公民館への進入路、ということなんですがね、以前私は供用開始してないからここは通ってもらったらいかんねんとか、進入路やとかいろいろ議論しましたね、ばかげた話ばかりいってね、それなんのためや言って、遮断するのはなんのためやと、ちょうどその時の生涯学習課長が今、建設課長来てますしね、交通の流れとして建設課長しっかり考えてもらわないかんし、あの時は町としては公民館への利用者の安全の

ためにここは閉めますと、ね、そしたらここ通り抜けている車はどうするんだと、取り締まることはできないだろうと、住民の利便性をどうするんやということで、いろいろ議論したけど、なぜやと、私も自分勝手に言っているのと違いますよ、やっぱり住民側の意向を聞いてね、説明せないかんし、一般質問した、それであえてそういう答弁ですと。公民館を利用されている方の安全、そこへ駐車場入る人の車は大丈夫や、通り抜ける車はだめやという、そういう差別をするような行政ですと、ね、私らもここも利用するし、ここ通るのに、ここまでできてあるんやったら、抜けさせてもらったら一番いい。そういう思いで言ったけど、依然として、そしたらいま、建設部長言わはったけど、これ進入路だと、そしたら同じように遮断するんですか、休みの時とか、昼間、夜間は。

都市建設 例えご指摘いただいておりますように、この道路の築造工事が今回
部長 完成はいたしません。従いまして、今ご指摘いただきましたように、この工事の間は公民館休日につきましては遮断していくという方向で、今現在公民館とも協議をさせていただいております。

小野委員 そしたらね、ここに道路計画、普段は通れる道がある、ここから法隆寺線、パークウェイ使っていこうという、この辺の住民の人、その人らに、どのように遮断されると説明するんですか、これは公民館敷地ですと、公民館敷地ですっていうんですか。ここにも書いているでしょ、仮設道路は法隆寺線にしますと、計画的にも。

都市建設 今、この部分につきましては、当然法隆寺線の事業として築造はして
部長 まいりますが、この法隆寺線が供用するまでの間は公民館の進入路として利用させていただくということには変わりはありません。

小野委員 あのね、そういうね、中途半端なことやってもらったらね、混乱する
だけですねん。小手先ばかりです、住民の利便性何も考えてないんです。言い逃れしているんですよ、こちらの、公民館の南側供用開始して

ませんから、供用開始してないところを進入路として使っているんですよ、道路として、ここ入っていくの使っているんですよ、今までから公民館として使っているんですよ。そういうね、言い逃ればっかりしてたらね、混乱するんですよ、だからそれともう1つ極論いいましょか、これ本体工事やるときには、どないするんですか、どっから入るんですか。本体工事やる時は通れないでしょ。一切。

都市建設
部長 今、本体工事やる時につきましてはですね、この仮設道路、今示しております以外の部分に道路になる敷地がございます。そういったところを利用しながら、切り替えをしながらですね、工事はやっていくことになろうかと考えております。

小野委員 あのね、この前のときにも、この北側へは、車はほとんど入らないという答弁してたでしょ、北側へは、この公民館の入り口が狭いと、だからほとんどここへは障害者の車とか、送ってくるだけにする、ね、そしてたらね、ここまで、この工事をやっていくんだから、一切北側からは公民館に入れませんか、ここへ入ってこれない、特別に入ってくる人は、来賓とか、障害者の方は北側に駐車場ないっていうことになってますけども、ここまで送ってきてもらうという方は、悪いですけど、南側から、まだ整備できてませんがそういう具合にしてしまうほうが、私はいいと思うんですよ。本体工事、今部長もそう言ってるけどね、本体工事やるのに先に道路つくって、今の仮設で道路になりますわね、これも撤去せなあかん、それからやっていくたびにやらなあかん、これはもうちょっと用地もありますけどもね、そこへ仮設の道をつけて北側の入り口をね、利用せなあかん意味がね、私にはわからないんですよ。だからこういう工事をやっている限りは北側からは供用開始ができるまで27年度から着工していつ供用開始になるか知りませんが、その間はこちらの代替用地を工事やっていく、入り口を潰す、その時は南側からまわってもらうような案内でね、この工事が早く終わるようにまわってもらう方が私はベターだと思う。そこらもう1回ね、庁舎内でね、考えてもらった

ほうがいいと思う。こういう形でやってもらって、混乱を招くよりね、この工事やる時には確かにいろんなこと皆さん考えてもらってます、住民の利便性を考えて。前回の議論の中でね、現在の北側の駐車場の入り口のことです。いろいろ議論されました、なかなか難しい答弁もしてもらえたと私は思っているんです。この道へ入ってこられたらどこで停まるんとか、それも交差点です、私が言っている25号線との交差点の余裕をもってほしいというのと一緒ですやん、発想は、そしたらこれ本体工事やる時どうするんやっていったら、その確保しながらやりますって、大変ですよ、そなん。それやったら今から27年度の終り、28年度に供用開始目指しているんだしたら、そしたらその間は国道からは中央公民館には入れません、車はいれませんが、南側へ回ってくださいと、南側の都計道路の進入路というか、看板あがっているところ、それこそね、通り抜けできませんってね、道路に形状して通り抜けできませんってね、誰が住民が理解できますのん、そういうことも踏まえてね、もう1回考え直してくださいちょっと心配になってきたんでね。

都市建設 ただいま、建設水道常任委員会で公民館の仮設進入路は蓋をするべき
部長 であるというご意見ということで、お求めいただけるようであれば、また総務委員会にも報告をさせていただきながらですね、実際に一番いい・利用がどういうことになるのか、いうことはまた議論したいと思います。

われわれといたしましては、公民館の利用者の利便性をまず第一に、それとは比べるのは良くないですが、当然安全性、配慮した上でですね、こういう方法が最善ではないかといったことで、今現在考えておりますが、いや、これではだめやということであれば、議会にも相談をさせていただく必要があるのかなと、この中央公民館のほうの利用につきましては、総務常任委員会が担当されると思いますので、そこでの議論も必要になるのかなと思います。

小野委員 今どない言わはったん。この委員会でそういうことを、決まったらそういう話をしますやないの。その委員の中で、総務委員にも兼ねていま

すから、そういうこともこの建設の担当のほうでね、考えたらどうやと言うて提案しているんですよ。ここで決めるとか決めへんとかそんな問題違いますよってにね。だからね、これで計画して出してこられた。だから、その中の委員が、そういうことでちょっと心配やねんと。後々のこと、進め方について心配やと、住民の全体のこと考えていったのが心配やということ提案さしてもうているので、そこら話をちゃんと間違えのないように。何も利便性、中央公民館の利便性を阻害するような意見言うてるのと違いますからね。変なこと言わんといてくださいや。だから、全体をちょっと考えていくんだったら、だから私はあえて言うてるんです。これをなくせと言うてないんです。もっと使いやすいようにしてくれと。通りやすいようにしてくれと。みんなが。中央公民館のためだけじゃなくてみんなが、ここは建水のところですからね、みんなの交通が流れていけるようにしよう、だから遮断しやんといてくれと、そういうこともね、意味がないと、水曜日に閉めてしまおうとかね、そういうややこしいことしやんといてくれと。

もし、もっと、もっと1つ案言うておきます。僕が言うてることは、それを言うてるんじゃない。皆さんに考えてほしいということに。これね、もしここで公民館への、北側への道、確保するんだったら、せんなあかんからするんだったらね、今、都計道路として供用開始していないその南側でね、遮断してくれたらよろしいです。そうしたら、これ通り抜ける人間はおらへん。それでここへ確保していると。そのかわり苦情きますよ。そこでもう四六時中遮断したらよろしいんです。せっかく金かけてできた道路をそこで遮断したらいいです。そういうような考え方で総合的に考えながらね、やっていってもらわんなら、今までからこの中を。ここまで都計道路ができたと、だけど供用開始していませんねんと、だからここは公民館へ入るだけの道やという、そういう答弁、もう小手先の答弁です、はっきり言ってね。それなら何でやねんということなんです。それはここでは何も言うてなかつても、供用開始してませんねんと、それは、供用開始するのは都市建設部、それは何のためやねんって。だから、こういう形とってあるけど、ここを通り抜けてもろたら困るた

めに供用開始しなかったと。供用開始しているのは、道路から道路までの間やということだね、だから、南側の町道までしか供用開始、道路としての機能がないねんと。あれは進入路、わかっていますよという。そうしたら何も、みんなはここが供用開始していない道路やったらここで遮断したらよろしいですよ、はっきり言うてね。誰も、何も書いていない。さっきも、道路のところへ、ここは通らないでください、供用開始していないから建設したけど通らないでくださいとはっきり書いたらよろしいですよ。だからね、そういうことを総合的に考えてね、何かが、議会とか委員から何かが無理難題突きつけられたらね、その場その場の答弁をしているからこういうことになってくるし、もうちょっと総合的にね、教育委員会でもそれは話したらよろしいよ。教育委員会にこの北側へ入る道を、国道からせんなんというようなね、必ずせんなんというようなね、今までは国道からあった、それをせんないかんというようなことを考えていったら、この事業を進めていく上でもやはりいろいろな行き違いとか思惑違いが出てくるわ。そのように提案しているので、ぜひともね、その点もう一回考えてほしいねん。

委員長 暫時休憩します。 1 : 1 1 : 4 0

(午前 1 0 時 1 0 分 休憩)

(午前 1 0 時 1 8 分 再開)

委員長 再開いたします。

藤川都市建設部長。

都市建設 ただいま公民館の利用、あるいは周辺の住民さんの道路の利用という
部長 面で種々ご意見いただきましたので、その辺は十分に考慮して検討させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
次に、③ J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 松岡都市整備課長。

都市整備 ③ J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することについてであります。
課長 駅北口から南北の町道 3 1 2 号線、5 号線の整備の関係につきまして、8 月 2 1 日の入札の結果、橋本建設が請負業者として決定いたしております。

整備の概要につきましては、先の委員会でも申しあげましたとおり、既を取得している事業用地の範囲において、歩行者と車両の通行により有効に活用できる幅員を確保していこうとするものでございます。

資料 4 をご覧いただきたいと思います。資料のとおり、延長約 6 0 m の区間で歩道幅員を 2 m から 2 . 5 m 確保した上で、車道幅員を、現状約 4 m 程度の車道でございますけれども、これを自動車が離合できる幅員として 5 . 6 ないし 5 . 7 m に拡幅してまいりたいと考えております。

なお、今回の工事工期につきましては、1 2 月 1 2 日までを予定しており、9 月 1 6 日頃から現場着手していく予定でございます。

周辺にお住まいの皆さまの住環境保持はもちろんのこと、歩行者、通行車両の安全確保に十分配慮しながら施工してまいりたいと考えております。

以上、③ J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することについての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 ちょっと 1 点お尋ねしたいんですけども、今、歩道への車の進入を防ぐポールっていうんですかね、進入止めというんですか、あれが、もう

せやからもともとあったやつを撤去してほしいという声はいろいろあがってきていると思うんです。ただまあ、安全性のために必要やという、いろいろその協議された上で設置は多分されるんでしょうけども、その辺については地元の方の意見もよく踏まえて、利用者の声ってなかなか全体ですから掴みづらいと思いますけども、材質もいろいろあると思いますのでね、必ず硬いのじゃなければいけないとかいうことでもないですし、夜間もよく見えるようにとか、ちょっとまあ、歩行者とか自転車の安全性っていうのをですね、ちょっと優先的に配慮をした形でまた検討していただきたいなというふうに思いますので、この間、そういうまあ、いろいろ歩道への車止めがやっぱり要らないよとか危ないよとかいう声は結構多いものですから、ちょっとその辺は意識して検討していただきたいなというふうに思うんですけども。

都市整備
課長

現在の、今おっしゃっている、ラバーポールのことかと思われるんですが、これにつきましては、現在の幅員が十分でないがゆえに車両が歩道部分への進入が懸念されるということで設置しているものでございますが、本日の資料4にお示ししております標準断面図の形で、車道の幅員を5.6m程度ということで計画をしておりますので、この幅員でございまして自動車の離合ができる幅員として考えておりますので、境界ブロックという形で車道と歩道は分割していきたいというふうな形で考えております。

木澤委員

そうすると、今、私が言うた、車、進入止めはもうつけないということで理解しておいていいですか。

都市整備
課長

ラバーポール等での設置は行わないということでございます。

木澤委員

すみません、この横の部分からは入ってこられないでしょうけど、縦のところ、この幅からすると車入れるのかなとちょっと思ったんですけど、そこはどういうふうに考えてはるんですか。

委員長

副町長。

副町長

今の発想でいうと入ろうと思ったら入れますけども、そういう道路につきましては、もうはっきり申しあげまして、いろいろなところがございます。歩道あって。それについては、グリーン帯もやっておられますし、当然それはもうドライバーの常識に任すということで。

木澤委員

いやいや、それはもちろん入ったらあかん、歩道ですからね、入ったらあかんところなんですよ。でも入ってくる人がおるっていうことで。

副町長

入ってくる人、入らないようにしようかと、ここへ全部もうポールつけるかガードレールつけるわけですけども、この程度の道でそこまではいたしませんので、ご理解いただきたいと思えますけども。普通は入っていきませんので。

(「北側と南側や」と呼ぶ者あり)

委員長

暫時休憩します。

(午前10時24分 休憩)

(午前10時29分 再開)

委員長

再開いたします。

松岡都市整備課長。

都市整備
課長

委員ご指摘の件につきましては、現状の幅員が2m程度ということで、一旦真ん中に進入防止の対策を講じますと、歩道幅員が十分活用できないということも考え得るところでございますので、供用後の状況を見ながらまた改めて検討してまいりたいと考えております。

委員長 ほか、ございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、45分まで休憩いたします。

(午前10時30分 休憩)

(午前10時45分 再開)

委員長 再開いたします。

継続審査については、一定の審査を行ったということで終わらせていただきます。

次に、3. 各課報告事項についてを議題といたします。

(1) 大和川遊水地整備計画について、理事者の報告を求めます。

佃田建設課長。

建設課長 平成25年11月の本委員会にて報告させていただきました大和川水系河川整備計画における大和川遊水地整備計画につきまして、大和川本線沿い30kmから36kmに整備する計画となっております。このことから、これまで地質の状況を確認するボーリング調査が行われてまいりました。

このほど、おおむねの候補地が国のほうでまとまりましたことから、資料5により報告させていただきます。

資料を1枚めくっていただきまして、2ページ、活用イメージであります。図の2番目に記載されておりますように、堤防に越流堤と排水樋門、そして遊水地の周囲には周囲堤が設置され、洪水時には越流堤より遊水地に水をため、水位が下がった段階で排水するというものであります。

そして、2ページ目にありますように、赤線で囲った目安の農地地区

から北へ三代川までの間でおおむね考えられております。

また、3ページには、平時の遊水地の活用事例が、広場のほうに活用されている状況が掲げられております。

このようなことを、事業主体であります国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所が、まずは関係する目安地区、稲葉車瀬地区、服部地区、神南地区の水利組合及び農家組合などへ、この16日以降で9月中には事業の概要説明を行い、遊水地事業の検討を進める上で必要となる事項について、地元のご意見を確認させていただく予定でありますことを報告させていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑・意見があればお受けいたします。ございませんか。 飯高委員。

飯高委員 いよいよ説明会をするということで出てきたんですけども、これについては当然ですけども、説明会においては地元の役員、また、こういう水利関係も重要となってきましたので、その中で一定の説明をし、また意見を拾い上げていただいていますね、また、次の段階にまたかかっているかなければと思うんですけども、今、これ、意見交換会資料ということでいただいているんですけど、当日の資料というのはどの程度の資料になるかちょっとお伺いしたいと思います。

建設課長 今のところ国で考えておられる意見交換会用の資料が今のところこれということで準備いただいております。おおむねこの資料により意見交換会が開催されると。若干変わるかもわかりませんが、今のところはこれで進めていくということで聞いております。

飯高委員 今回初めてのこういった説明会ということで、いろいろと不安に思われたり、また、この先どうなっていくのかとか、まあいろいろそういった思いがあると思います。確かに農業者にとっては、今までずっと田畑をやっぱりこう保持していたわけですから、その中でこれをお願いして

いくという方向については、説明課の中で一定の理解がどの程度なるのかというのはわかりませんが、幅広いですね、意見を聞いていただきたいと思います。

その後においてですね、いろいろと課題、問題点等があります。特に、やはりまずはこの計画は大和川の水位を下げるというひとつの目的、そのための遊水、また、それが大きな目的としてはやはり災害を防止するということがありますけども、それとともに、やはりこれに、うちの三代川ですね、これの内水を、今後、将来においてどういうふうに解消していくのかということも大きな課題にはなつてこようかと思います。それについても、今後またこの当委員会において示されていくと思いますので、また逐次ですね、その説明会の内容と、またご報告をしていただきたいと思います。以上です。

委員長 ほかございませんか。 小野委員。

小野委員 ちょっとお聞きしたいんですけど、曾我川遊水地っていうのは、これ、櫃原市の管理者としてあがっているんですね。どのあたりにこれあるんですか。

委員長 今、わかりますか。

小野委員 ちょっと場所を知りたかったのはね、きょうこのあと、先進地視察でね、明日香村のほうを提案してもらっていますのでね、もしこれを、ここへもちょっと寄れたらなと思って、ちょっと提案しようと思ったから。櫃原市というても全然。まあ、櫃原市と明日香村いうたら近いけど、全然方向違いで時間的に無理やったとかやったら無理かなと思ったり。ちょっとそれで場所を聞きたかっただけで、結構です。

委員長 多分計画的にはいけるとは思いますけど。

よろしいですか。ほか、ございませんか。

(な し)

委員長 なければ、次に、(2)番、斑鳩町営高塚団地について、理事者の報告を求めます。 佃田建設課長。

佃田建設
課長 斑鳩町営高塚団地の退去につきまして、進入路の確保について交渉を行っておりましたが、交渉を打ち切り、再度、顧問弁護士に確認した結果、いきなり明渡請求をするのは難しいとのことで、通路を閉鎖し、それと同時に水道の町営住宅から自己所有住宅への引き込み、自己所有住宅の排水の町営住宅の排水設備への接続等について是正通知を行い、3回程度行っても従わない場合は明渡請求を行うしかないのではとのことでありました。

こうしたことから、通路を閉鎖する旨と水道の自己住宅への引き込み等の改善指示の通知を入居者に対し行ったところであります。

以上が、斑鳩町営高塚団地の退去に関する現在の状況の報告であります。

委員長 報告が終わりましたので、質疑・意見があればお受けいたします。
中川委員。

中川委員 通路を閉鎖して、水道の引き込みも止める、地権者ちゅうのか家の所有者ちゅうのか入居者の家。ということは、その家に移ってくださいというのが移れないということで、ずっと高塚団地に残らなしゃあないということやね、今の状態でやったら。

建設課長 通路は閉鎖をいたします。水道は、町営住宅から個人の住宅へ引き込んでおられますので、それを是正してくださいということで、文書通知を送ったところでございます。

中川委員 だから、水道も町営住宅から自分の家へ、所有している建物に水道を引き込みしてやるから、それを是正せえ、排水も流すなっていうことは、高塚団地に残りなさいと言っていることやな。家に住めやんようにせえって言うてることやろ。家に住めるようにしたって、そっちへ移動しなさいやなしに、家に住めやんようにしているから高塚団地に残りなさいやろ。なってしまうわな、結論としたら。

委員長 小城町長。

町 長 これは弁護士さんとのご相談ですから。明渡請求をすぐにするということは不可能やと。何らかの形でこういうことをしていくということは相手方に対することであって、仮に今度、明渡請求して応じなかったら、裁判になっていくのかならないのかわかりませんが、そうした場合はそういうことでやっていこうと。結果はどうなるかそれはわかりませんが。結局そういう順序を企てていかんと、弁護士さんにしたかて、そんなすぐ単刀直入にはわかりましたというわけにはいかないですよ。

今、中川委員がおっしゃるように、当然そういうことです。水というのは、それはもう人間の生命がかかるから、止めることはなかなかできません。ただまあ、滞納とかいうやつは給水を止めると。そしてまた払われたらまた開栓するというございますから。水と絡みについてはまた斑鳩町が水道ですから、そういう点についてはやっぱりこれ、難しいと。弁護士さんにも話ですから、そういうことをやっぱりうまく最初にやって、2、3回やれということですから。そういう経過。

今おっしゃるように、当然やっぱりそこを明け渡すことはなかなかできないということにはなると思います。

中川委員 私、法律家じゃないからわかりませんが、普通は進入路買い上げてくれんねやったら、有償でやったら、それならこの分、あんたところの家へ入る分確保しましょう。そして、水道かて申請してください、水道もあんたの家へ引きましょう。排水もこないしてここへ流してください

い。せやからこの住宅から出て、あんた、家持ってるやないかと、そっちへ移動しなさいよというのやったら移動できんねけど、水道は是正せえ、排水も不正に流すな、通路は閉鎖するぞやったら、永遠にその高塚団地から出られやへんように私は思うねけど。なんか逆な行動ちゅうんかに動いてはるように思うねけどね。

委員長 佃田建設課長。

建設課長 そういった、今申しあげました通路を、これは車両の通行の通路やないんで、それを閉鎖するということと、それと水道とかの是正指示に従わなかった場合、それを、違反行為を把握して行って、それが是正されない旨につきまして確認をしていきながら、最終的には明渡請求を行っていくということで考えております。

委員長 小野委員。

小野委員 何かちょっとわかりにくいなと私も思ってましてんけどね、川崎弁護士、法律家は、結局町営住宅はもうこちらとしてはもう用途廃止をしなければいけないという、その大前提。それで、そこはこちらのほうの、町としてはこれは用途廃止するという建物だという意思表示をするんだと思います。同僚委員がいろいろこう、おっしゃっているのが、交渉の段階でやった、その交渉がもう断念したという大前提があって、いろいろのことで交渉やったけど、通路を確保するとか、そういうことで土地かわれとか、かわってもらおうとかいう交渉事が不調に終わったと。その次の段階として、今まあ、この町営住宅は用途廃止するものだ。それで、その中で、町営住宅から引き込みをやってはるから、新たに引き込んでくださいと、その新しいうちね。それが是正の方法だと思うんです。町営住宅への引き込みというのはもう遮断してしまうと。それで話をしていると、そのように考えておられるように私は今、思っておりますしね。ぜひともそれをちゃんと弁護士の指導、指導というんですか、考え

方のもとに町も対応してもらえたらありがたいと思いますので、よろしくお願いしておきます。

委員長 木澤委員。

木澤委員 すみません、ちょっと私もよくわからないんですけど、交渉は町のほうから打ち切ったんですかね。前は条件が合うか合わないかということで、まだ交渉している段階やったというふうに思うんですけど、その結果は、じゃあどうやったんですかね。

委員長 小城町長。

町長 だから今の関係もね、やっぱり委員さんの中でそういうことがあるからそういうところをやっぱり調べてやっているわけであって、交渉を打ち切ったという問題よりも、結局それはおかしいやないかと言う方がおられるし、また、当然やっぱりこれは交渉せないかんということもあるし、その辺のところをね、やっぱり正確、はっきりとささんと、それはなかなか難しいですから、何でもいって、はい、わかりましたと。

ただ問題は、その方だけではなしに、もう1軒あるわけです。そのことも踏まえた中で、それがまたええのか悪いのかと、こうなりますから、もう世間ではやっぱり、ええ値段で買うてもうてとかという話ですから、やっぱりそういうことも伝わってきたらね、そういうそれがありますから、その辺を慎重にやっぱりしていかないけませんから。そこらを木澤委員が、何でそうなりましたと、こうおっしゃるけども、そうなかなか簡単にはいかないと思っています。

木澤委員 そう簡単にいかない問題で苦労してはるっていうのはわかるんですけど、もともと条件、その進入路を欲しいって言うてはって、金額を提示して交渉してはったと思うんですけども、そこはどうなったんですか。

委員長 佃田建設課長。

建設課長 その自己住宅に住みたいということで、進入路の確保について協議を行ってまいりました。そこで最終的に金額等提示する中でですね、相手方がその金額に応じられないということと、そして、今の敷地内に、西側に町道を設けてくれと、自分の進入のために、まあ地域交流館できますので、その道を町道としてつけてくれという話がありましたので、それにはもうのれませんよということで、いう結果に今のところなっております。

木澤委員 今の説明でまあ、町も段階を経て、ここまでやってだめやって次に移ったということで理解をしておきます。

だから、まだ交渉をしている途中でいきなり打ち切ったのかなというふうに、報告でね、感じましたので、まあそうではないんやと。じゃあ次にどんな方策があるのかっていうのを探りながらこの交渉、交渉っていうんですかね、問題の解決に当たっているということで理解しておきます。

委員長 ほか、ございませんか。よろしいでしょうか。

(な し)

委員長 それでは次に、(3) 一般国道25号斑鳩町歩道設置事業について、理事者の報告を求めます。 松岡都市整備課長。

都市整備課長 それでは、各課報告事項(3) 一般国道25号斑鳩町歩道設置事業について報告させていただきます。

まず、龍田大橋前後の歩道設置事業につきましては、奈良国道事務所において継続的に用地交渉が進められており、ご理解をいただきましたところから契約を締結していただいております。

これまでに、竜田大橋東詰から東側の通学路の一部となっております区間では整備工事を進めていただいておりますが、今後、12月から1月にかけて猫坂交差点付近の整備工事が、また、あわせまして、竜田大橋西詰から国道25号の沿道の中古車販売店までの用地買収済みの部分につきまして暫定工事が行われていくという形で聞いております。

次に、法隆寺地区の町営の法隆寺観光自動車駐車場から法隆寺東交差点までの間の歩道設置につきましては、用地取得に向けて、用地測量調査、建物等の補償物件調査等が進められておりまして、継続して用地交渉が行われているところでございます。

また、この区間におきまして、一部着手されていなかった区間、路線の北側の中古車販売店から東側の農地部分あたりにつきまして、関係地権者からの事業協力の意向が示されました。これによりまして、まずは9月17日に境界確認のための立会が行われる予定となっております。関係地権者からは、所有地全体の買収を事業協力の条件とされておりまして、国に対して全体の買収をお願いしているところでございますけれども、国で全体の買収ができないということになれば、事業進捗のため、町により残地の買収を行ってはと考えておりますので、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、一般国道25号斑鳩町歩道設置事業関係につきましての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑・意見があればお受けいたします。
中川委員。

中川委員 残地、まあ事業進捗させるために残地を町のほうで買収するっていう、まあ、ありがたいというんか、ちょっとまあ、何とも言えんあれやけど、どれぐらいの残地になるねやろ。

都市整備課長 用地の測量等がまだ終わっておりませんので、きちりとした数字は申しあげられないところではございますけれども、所有地が公簿で76

4 m²で、国道の事業用地に係りますところがおおむね300 m²弱といったところでございます。

中川委員 南北に狭くて東西に細長いような残地になるのかな。その南北の大体の残るメーター数わかるのかな。約でええねけど。まだ測量終わってないから。何にも利用のできやへんような形で残ってしまうのか、何かに利用できるのか。またパンジーなど植えとこけ。

都市整備課長 机上でおおむねスケール当てたところで、広いところで10 m程度、奥行きで10 m程度ということで、そこから狭くなっていくというようなところですよ。

委員長 木澤委員。

木澤委員 ちょっと確認させていただきたいんですけど、今進めていただいているところは順次ぜひ進めていっていただきたいなと思うんですけど、国のほうは、25号、町内全線歩道をつけるっていうふうに位置づけはしていただいているんですかね。

都市整備課長 国のほうで全線を全て計画されているという状況ではございませんが、町のほうで必要と思われるところ、要望の、そういう箇所につきましては、町のほうからも申し入れを随時していくというような形で進めていくことになると思います。

木澤委員 優先順位つけて、要望、ぜひね、していただきたいなと思います。やっぱり、以前からもありましたけど、神南に接している、三室病院の前のところですね、非常に狭いと。自転車が通ったらもう歩行者が通れないというような状況で、拡幅をかなり要望されている声はありますので、そちらのほうに付きましても国にぜひ上げていただけたらなと思いますので。まあ、すぐにはできないでも順番に、お願いします。

都市整備課長 今おっしゃいました三室病院の前、東側になる部分かと思われるんですけども、この部分につきまして、三室病院の前の交差点の東側の部分の歩道、今コンビニができて、その南側の住宅1軒のあたりの部分かと思われるんですが、このあたりにつきましては、国のほうで今現在事業に着手をするということで地権者との交渉に入られているといった情報はこちらのほうへ入っております。

木澤委員 今、三室病院からコンビニのほうに向かってっていうふうにおっしゃっていただきましたけども、昭和橋までの間でっていう、広い範囲なのかな。やっぱりあの辺が狭いかなと、一帯がね、というふうに思いますので、今、答弁していただいたところとちょっとかみ合ってるのかどうか、その辺がちょっとわからないんですけども。

委員長 小城町長。

町長 これはもともと町の計画道路で笠町線というので18メートル、これがありますから、そういう中に。

それでも結局一番問題はね、結局今、もう独立行政法人になって西和医療センターになっていますけども、三室病院の建設のときに、この広域圏7か町と県と覚書を交わしているんですよ、右折レーンを必ず設けてくれと。だけどそれができていない、まだできていない、これだけの年月がたちながら。だからその中で今、国土交通省はこの歩道の関係等については、所有者に何とか協力してくれという中で、今現在松岡課長が言うようにですね、あたっていただいているということでございます。

委員長 ほか、ございませんか。よろしいですか。

(な し)

委員長

ほかに理事者側から何か報告しておくことはございませんか。
佃田建設課長。

建設課長

県事業であります県道天理斑鳩線の整備につきまして報告させていただきます。

まず、福德自動車前交差点から内藤鋳金付近の整備であります。7月17日入札が実施され、郡山市の天田建設が落札されました。工期は7月24日から11月21日となっております。南側歩道部分の街渠工事等を実施し、当該区間の歩道のおおむねの形をつくるものであります。現在の進捗ですが、福德自動車前交差点から東方向へ工事が進められております。また、内藤鋳金から東洋シールの間につきまして、東洋シール西側につきましての用地買収が残っており、現在、境界立会いが終わり用地交渉が行われる段階でありまして、用地の確保ができ次第、工事発注ができるよう進められているところであります。

次に、中宮寺交差点の整備につきましては、8月18日に入札が実施され、三郷町の株式会社吉川設備が落札されました。工期は8月22日から11月28日となっており、現在、近隣地権者の周知等工事着手の準備を進めている状況であり、今年度中に供用開始される予定であります。以上であります。

委員長

報告が終わりましたので、何か質疑があればお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員

ごめんなさい、ちょっと聞き漏らしたのかもしれませんが、天理斑鳩線のほうの工期はいつからいつまでですか。

建設課長

天理斑鳩線の福德自動車からの分ですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

建設課長 それにつきまして、工期は7月24日、11月21日となっております。

(「はっきり言わなあかん、内藤鍔金の」と呼ぶ者あり)

建設課長 福德自動車から内藤鍔金付近までの間が、街渠工事につきましての工期はそういう工期でございます。また、そのあと舗装工事等がありますので、また別発注になります。

委員長 ほか、ございませんか。よろしいでしょうか。

(な し)

委員長 ほかに報告しておくことはございませんか。 井上観光産業課長。

観光産業課長 太子ロマン斑鳩の里観月祭について、報告のほう、させていただきたいと思えます。

毎年、9月22日に上宮遺跡公園において、斑鳩の里を発祥の地とする金剛流の里帰り公演として開催しております。今年につきまして、第21回目を数えます。今日まで開催をしてまいりましたが、今回の公演をもって終了をしていきたいというふうに考えております。

本年4月29日には、金剛流宗家によります斑鳩公演を開催し、多くの来場者を賜り、金剛流の能楽を観月祭とは違った雰囲気味わっていただけたのではないかというふうに思っております。

このようなことから、今後は、まず3年後の町制70周年、平成29年度になりますけれども、いかるがホールにて金剛流宗家による里帰り公演として舞をご披露することを考えていただいております。その後におきましては、5年に一度、町制の節目の年に行ってまいりたいというふうにかんがえておりますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願いたします。

以上で、太子ロマン斑鳩の里観月祭の報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑・意見があればお受けいたします。よろしいですか。

(な し)

委員長 ほかには、報告はございませんか。

(な し)

委員長 以上で、各課報告事項についても終わらせていただきます。
次に、4番、その他について、各委員から質疑・ご意見等があればお受けいたします。ございませんか。

(な し)

委員長 他にないようですので、継続審査についてお諮りいたします。
お手元にお配りしております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとしてこのように決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいのほう、よろしくお願いいたします。

次に、先進地視察についてでございます。委員より、民泊、まちなみ観光について視察のご希望をお聞きしておりましたが、民泊につきましては、先進地等に問い合わせをし、色々と検討いたしました。民泊は

農作業などを実際に体験をして宿泊し、自分たちで食事の用意などもしていただきたいということで、今回は、お手元に資料を配布させていただいておりますように、今回9月議会に上程をされています特別用途地区の取り組みについて、斑鳩町と同じように多くの歴史建造物があります明日香村を視察先に選ばせていただきました。

視察日は、10月22日水曜日に実施したいと考えております。

以上、先進地視察の計画の概要でございますが、ただいま申しあげましたように、閉会中における当委員会の所管事務調査として、お手元に配布しております先進地視察計画書のとおり先進地視察を実施したいと思います。

先ほど、ちょっと小野委員のほうから、遊水地ですかね、今ちょっと調べさせていただきましたら、中和幹線の松塚と真菅の間にあるそうなんですわ。通りっていうんか、視察して、行けますので、このほうもちょっと調べさせてもうて、視察地としてこれ、入れたいと思いますので、よろしいですかね。異議ありませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めますので、議長におかれましては、先進地視察計画書について手続きをとっていただけますよう、お計らいお願いいたします。

その他についても、これをもって終了いたします。

以上をもって、本日の案件について全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けいたします。

町 長

(町長挨拶)

委員長

これをもって、建設水道常任委員会を閉会いたします。
どうもご苦労さまでした。

(午前 11 時 18 分 閉会)